

(別紙第2号様式)

羽島市役所旧本庁舎利活用の提案書

(あて先) 羽島市長 松井 聡 様

所在地
提案者 名称
代表者氏名
電話番号



羽島市役所旧本庁舎の民間活力等による利活用方法の提案募集実施要領に基づき、次のとおり提案します。

1 提案の具体的内容

(1) 目的

日本で唯一の建築専門ミュージアム

建築家・坂倉準三記念「はしま建築ミュージアム」

郷土の生んだ世界的建築家「坂倉準三」氏が郷土である羽島市のために設計した羽島市庁舎。日本建築学会賞を受賞した画期的な建築であり、その文化的な価値は、羽島の貴重なものです。そこで「坂倉準三」の展示フロアを基軸に、「建築」関連の企画展フロア、シンポジウム、大型展示スペース、池に面したレストラン（レセプション・パーティ会場）などで構成される坂倉準三を記念した日本で唯一の「建築博物館」を羽島市につくる案です。

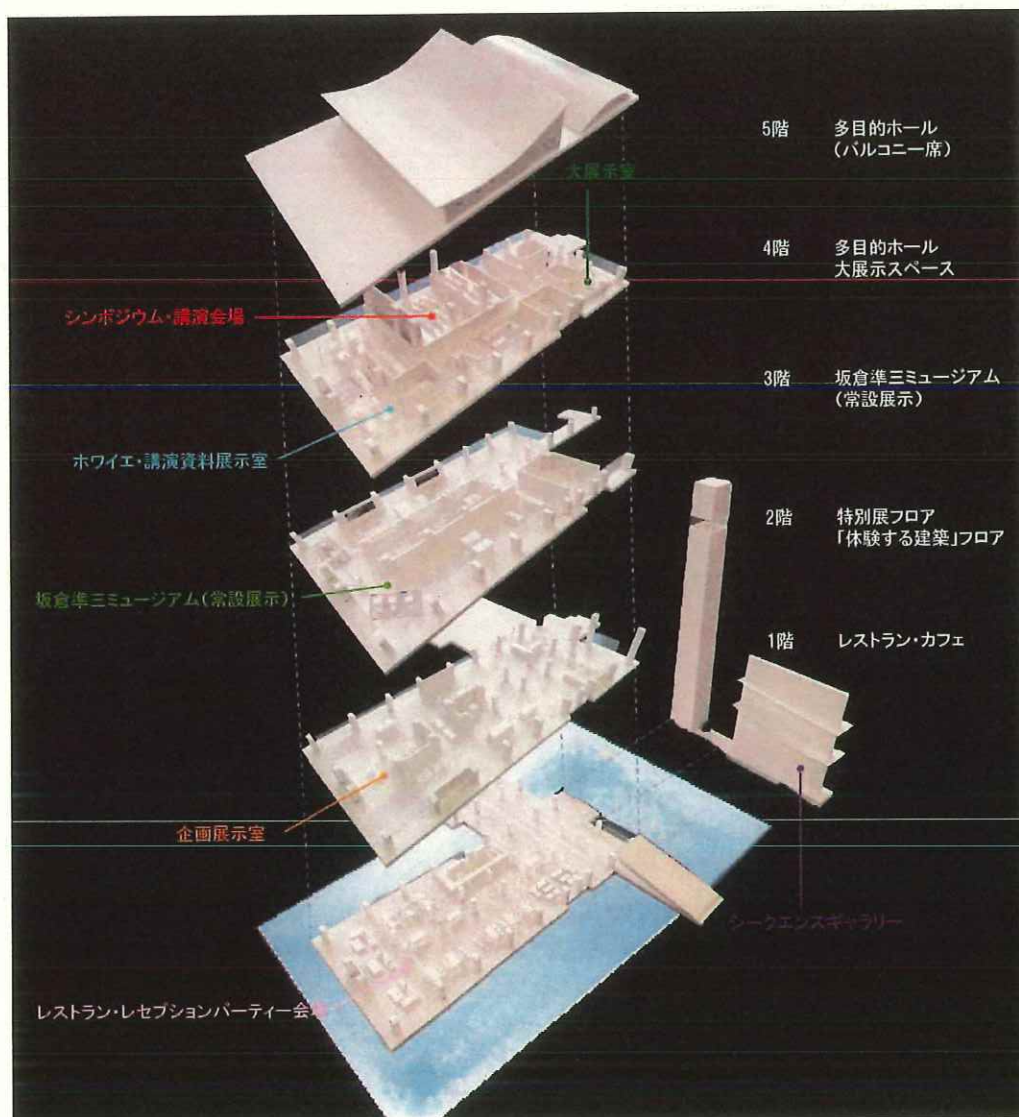
参考：建築家の代表作品が、建築家のミュージアムになった唯一の例として、磯崎新氏の旧大分県立美術館が、「アートプラザ・磯崎新記念館」となった例があります。



(2) 実施内容

旧市庁舎の利活用計画—各階の機能構成図

- ・ 4-5 階 : 元の議場は、展覧会・特別展などの際のシンポジウムや講演会としてのオーデトリウムとして利活用します。元公民館部分は、大型展示スペースとして利活用します。
- ・ 3 階 : 「はしま建築ミュージアム」の中心である「坂倉準三を記念した展示フロア」。坂倉準三の羽島市での生誕から世界的な実績を上げ、多くの影響を与えた作品群の展示。
- ・ 2 階 : 「坂倉準三」と交流のあった師としてのル・コルビジエほかの多くの建築家・芸術家・工芸家・家具デザイナーや評論家などの文化人に関する特別展フロア；他に「体験する建築」などの企画展フロア。
- ・ 1 階 : 水と緑に面したレストラン。特別展などの際、パーティーやレセプション会場になる。日常的にもレストランとして稼働可能にします。



2 提案条件に関する考え方及び対応策

(1) 耐震性の確保などの施設の安全性について

構造専門家の協力のもと、耐震性を確認する様々な調査を実施し、過剰な費用負担にならないような構造改修を行います。私の最近の仕事である[]の保存改修工事や、[]保存再生工事の調査、技術的知見などの経験を生かし、元の姿以上の性能と安全性を確保し、新たな美術館・博物館機能を付加して利活用の価値を高めます。

* []の保存改修工事は技術顧問として担当し、竣工後に「国指定重要文化財」となりました。

(2) 旧本庁舎の意匠について

元々の坂倉準三氏のデザインを尊重する一方、坂倉準三の言葉である「古き良き建築は、その時代の要素を加え、新たに未来へと残す」ことも重要であると考え、新たな要素を加えて、現代から未来へと連なる時代に対応した姿に甦らせます。

例えば

1. 市の建築指導課との協議により、直通階段、エレベーターを外観に違和感のないように増設します。
2. 古くなったサッシ等の開口部に新たな機能と性能を加え、空間構成の素晴らしさを生かしたまま、新しいミュージアムとして魅力的なつくりとします。

(3) 公序良俗及び地域の環境について

「水と緑に恵まれた歴史的な名建築のミュージアム」に甦らせます。
文化施設としての「美術館」と「博物館」と「オーデトリウム」と「レストラン」で構成されます。水と緑に恵まれた歴史的な名建築の役所機能から市営又は民営の文化施設として、市役所、中学校という周辺環境とともに、洗練された良質な文化ゾーンをつくります。
外周部は耐震壁とならない部分は坂倉準三のデザインポリシーにのっとり出来る限り解放的なつくりとして、自然の光と風が通り抜ける快適な空間としたいと考えます。

(4) 提案に対する収支計画 [案]

① 概算工事費及び資金調達方法等

[1] 企業による参画あるいはクラウドファンディング

今回のこの提案に賛同又は、ご意見のある方々と市あるいは、それに代わる関係団体と協議し、企業あるいは、クラウドファンディングによって組織化し、実施へ移行します。

[2] 事業化としてのオフィスを建設

収益性をもたせる事業として、例えば旧市庁舎前の駐車場部分の一部を「定期借地権（例えば50年を期限として運用する）」として、事業用のオフィスを建てて、保存改修工事とその後の運営経費を賄う考え方の案です。

参考事例として

1. 上智大学・・・賃貸オフィス
 2. 工学院大学・・・賃貸オフィス
 3. 第二国立劇場・・・賃貸オフィス
 4. 歌舞伎座・・・賃貸オフィス
 5. 御園座・・・賃貸オフィス
 6. 山種美術館・・・賃貸オフィス
 5. アーティゾン美術館・賃貸オフィス
- など

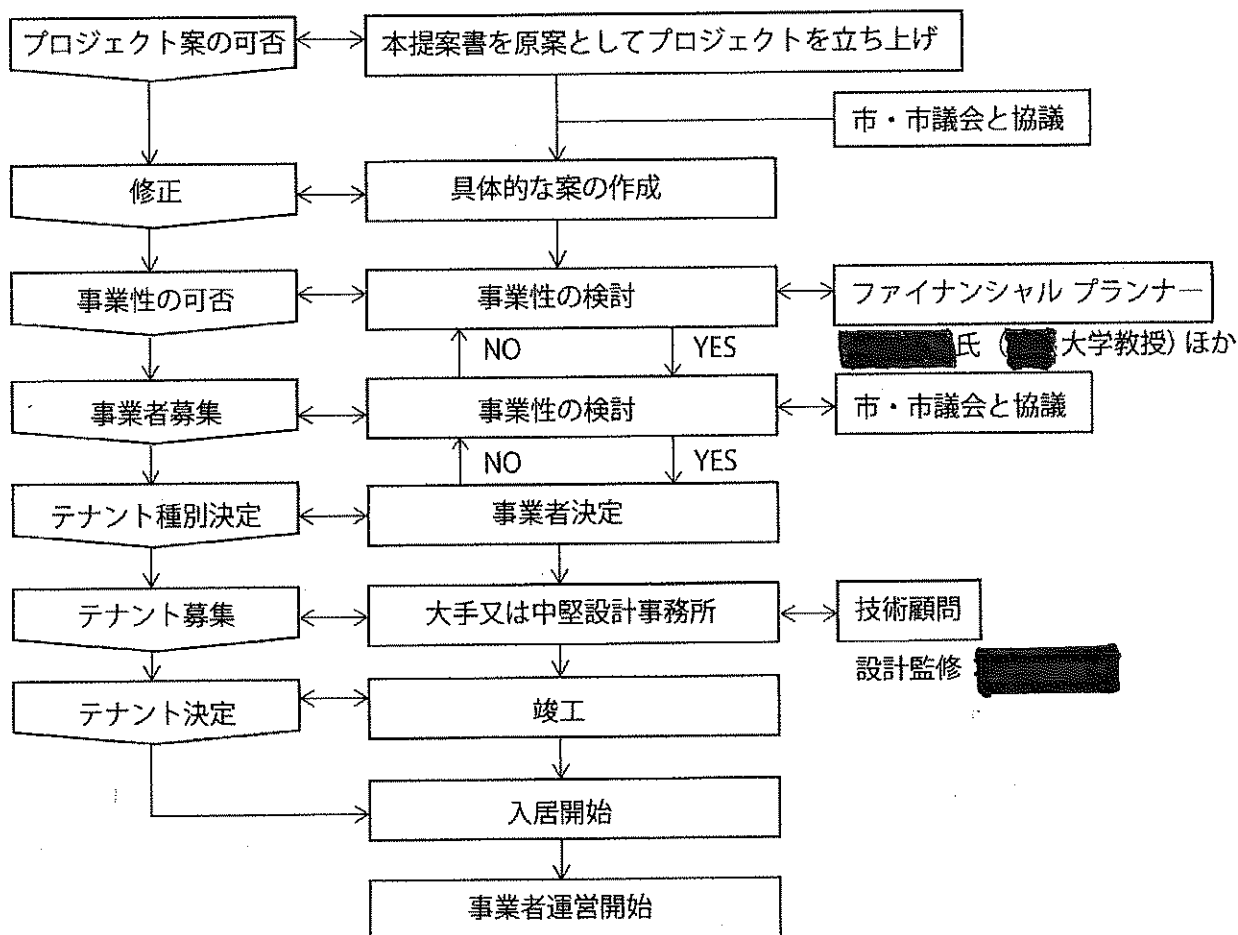
② 概算運営経費及び資金調達方法等

①に準じ、安全で良質な事業経営を企画し、運用する案です。

3 提案の実施体制 [案]

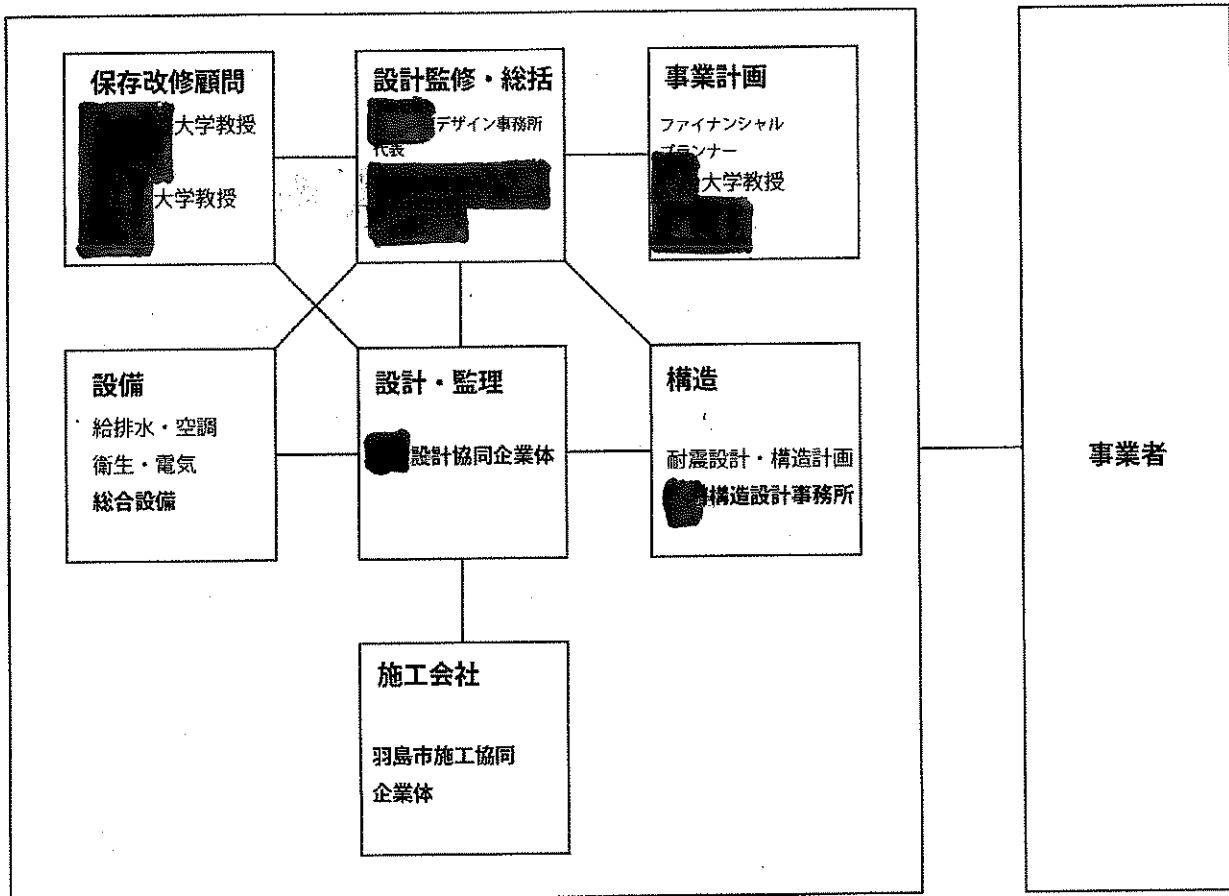
(1) 実施体制

[案]



3 提案の実施体制 [案]

[案]



(2) 活用できるノウハウ等

- 1) 神奈川県立近代美術館・鎌倉 ————— 参考資料 (A3 資料 : P14, 15)
- 2) 新宿西口広場改修 ————— 参考資料 (A3 資料 : P15)
- 3) 鶯啼居 ————— 参考資料 (A3 資料 : P16, 17)
- 4) 他の例
 大学・美術館の例 ————— 10 ページ参照

4 その他

(1) 提案の実施に関する課題

- ① この提案に関連して、市庁舎まわりの現駐車場を再整備し、その一部を定期借地権（35年-50年）により事業者に貸与していただきたい。
- ② 本建築を中心とした市役所周辺を「ガーデンシティ」として、シンボリックな存在として、広く世に広める広報活動をして、「水と緑に溢れる田園文化都市・羽島」をアピールしていただきたい。
- ③ 国指定の「重要文化財」の可能性について

「重要文化財」の可能性について言うと、坂倉準三の出世作である「旧神奈川県立近代美術館」（1951年、現・鎌倉文華館 鶴岡ミュージアム）が、2020年末に国の重要文化財に指定された。そして今年（2022年）2月、丹下健三が設計した「香川県庁舎東館」（1958年、旧本館および東館）が、戦後の庁舎建築として初めて重要文化財になった。羽島市庁舎の完成は、香川県庁舎の翌年の1959年。「民主主義の精神を体現したモダニズム建築」としては、香川にひけをとらない。そして、何より羽島市は、坂倉の生まれ故郷である。重文指定の理由は揃い過ぎている。（XXXXXXXXXX編集長、XXXXXXXXXX氏）

以上のようにこの文化財を新たにミュージアムとして甦らせれば、私も担当した上記の「旧神奈川県立近代美術館」のように国指定の重要文化財となることは、大いに可能性があると思われま

す。ちなみに、「はしま議会だより」（令和4年/2022年2月1日発行：No.177）によれば、旧庁舎は日本モダニズム建築の先駆者である羽島市出身の建築家坂倉準三氏の設計で近代建築物としては貴重な建築物である。旧庁舎は昭和5年に建築され、5年にはドコモモジャパン（近代建造物保存のための国際組織の日本支部）100選に選定された。平成19年にはパリの坂倉展に設計原図と家具を展示、現在は設計原図は文化庁国立近現代建築資料館に保存されており、まさにこの旧庁舎は建築学的、文化財的にも極めて貴重な建物であることがうかがえる。令和3年8月、ドコモモジャパンから旧庁舎の今後の扱いについて市長・議長に要望書が提出された。坂倉準三氏設計の旧神奈川県立近代美術館が令和2年10月に重要文化財に指定、次に続く文化財候補は旧庁舎と考えられる。

(2) 提案の実施に対する羽島市への要望

市側の試算による

「耐震補強工事および、その他の付帯工事に関わる概算費用は最も安価な方法で約 17 億円。最も高価な工法で約 32 億以上の試算」との根拠はどのようなものでしょうか。

いずれもあまりに高額であり、竣工当時の図面一式や構造計算書を手に入れば、恐らく数億円程度の改修案も可能であると考えます。ある構造専門家の意見でもあります。

神奈川県立近代美術館の保存改修でも構造的に新工法での考え方で進め、外観・内観ともに意匠的に変わらぬように、必要な壁配置に準じた部分に新工法の耐震壁を配置して、耐震強度をもたせることで、外観意匠を全く変えずに工事費の調整も図りました。

●市ホームページでの募集結果の公表に関する同意について

(口内にレ点を入れてください。)

私は次項について同意します。

①羽島市による、「羽島市役所旧本庁舎利活用の提案書」の公表に同意します。

②羽島市による、「羽島市役所旧本庁舎利活用の提案書」の要約の公表に同意します。

③羽島市による、「羽島市役所旧本庁舎利活用の提案書」及び「羽島市役所旧本庁舎利活用の提案書」の要約の公表に氏名を表示しないことに同意します。